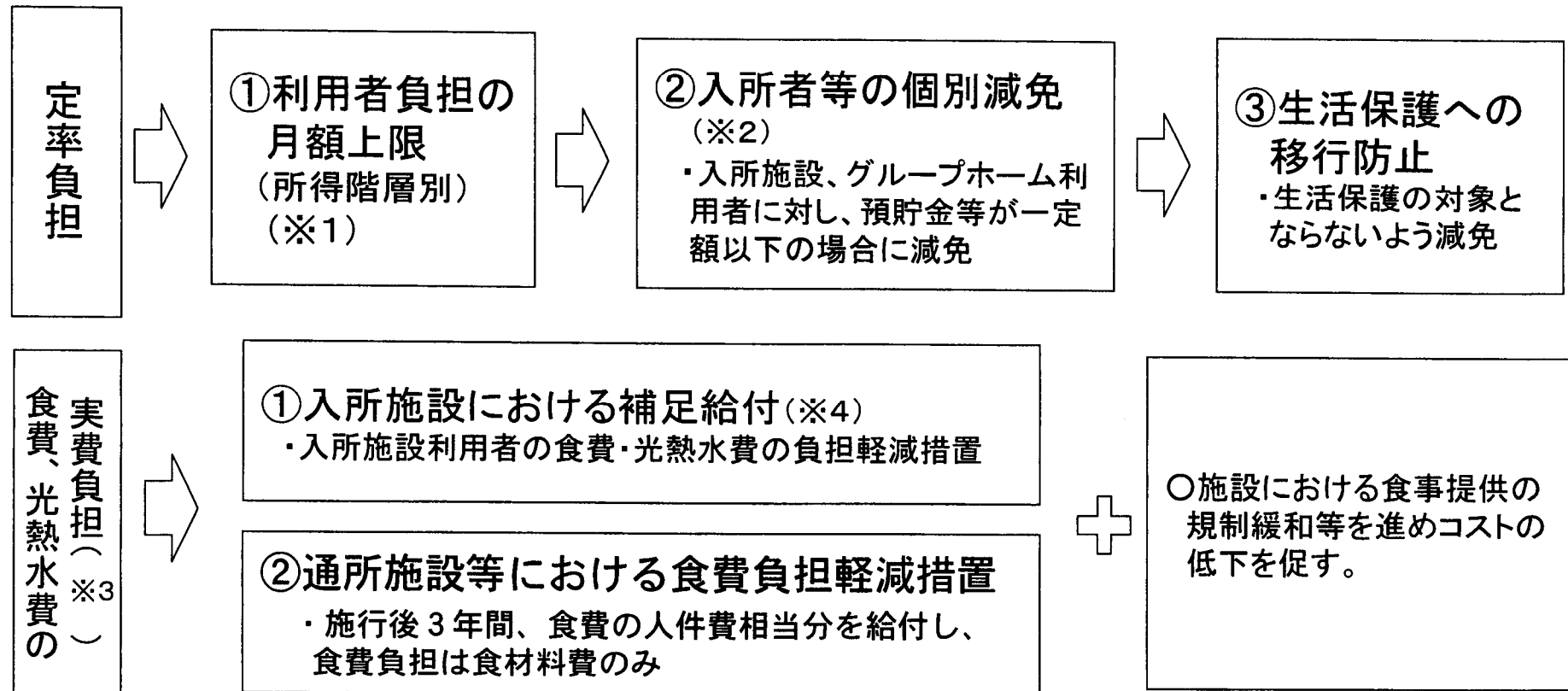


福祉サービスの利用者負担について

利用者負担にかかる配慮措置



※1 加えて、高額障害福祉サービス費として、介護保険利用負担分等の合算による軽減措置を講じる。

※2 施行後3年間実施(継続の必要性については実態調査に基づき再検討)

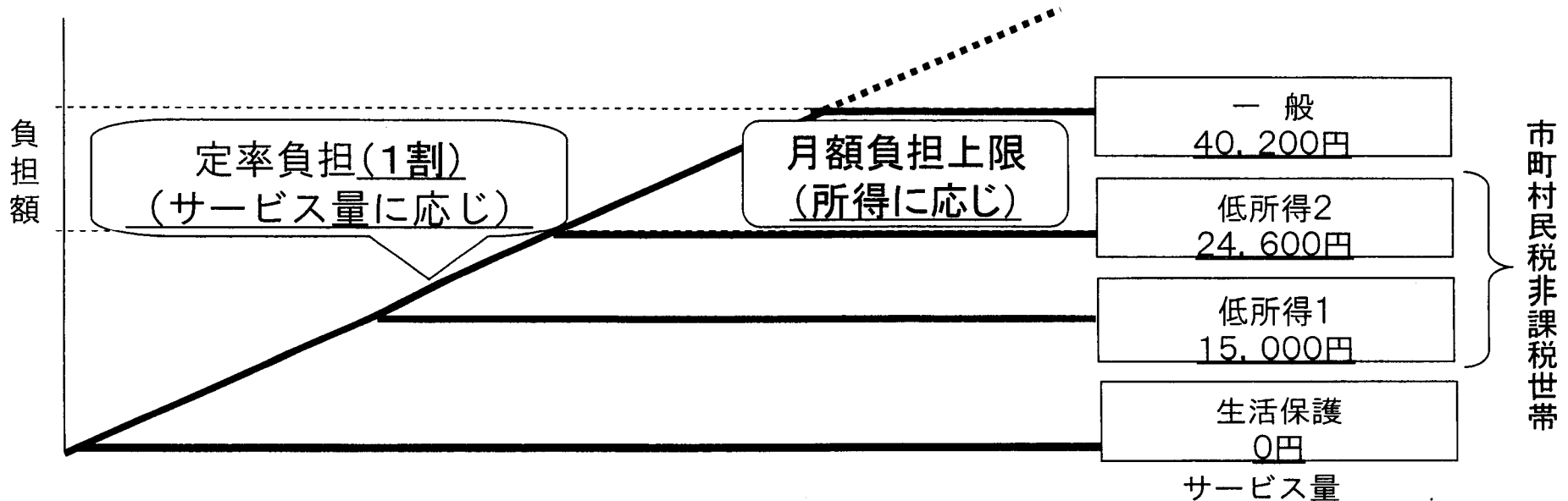
※3 特に栄養管理等が必要な者については、平成18年10月の新施設・事業体系の報酬設定の際に別途評価方法を検討。

※4 入所施設における食費等に係る実際のコスト等を調査し、その結果を補足給付の基準額に反映。

利用者負担の月額上限措置について

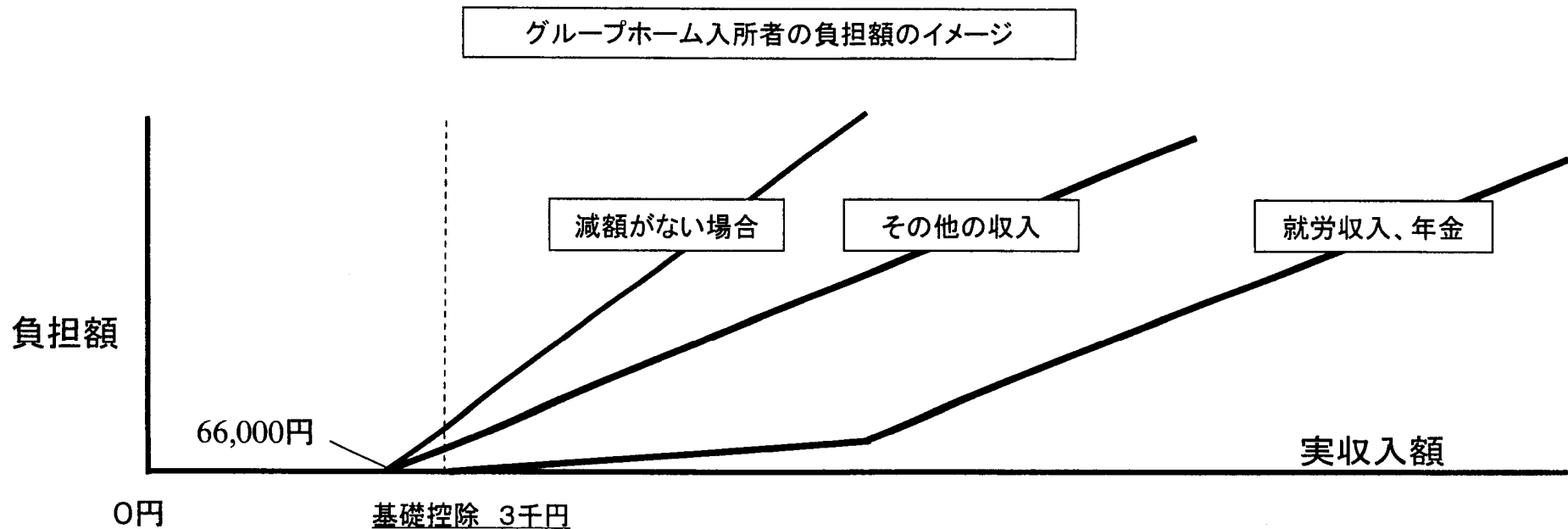
利用者本人の属する世帯の収入等に応じて、以下の4区分に設定

- ①生活保護：生活保護世帯に属する者
- ②低所得1：市町村民税均等割非課税世帯であって世帯主及び世帯員のいずれも収入が80万円（障害基礎年金2級相当）以下である世帯に属する者
→ グループホームで単身で生活する基礎年金2級のみの方など
- ③低所得2：市町村民税均等割非課税である世帯に属する者
→ 障害者を含む3人世帯で障害基礎年金1級を受給している場合、概ね300万円以下の収入に相当。
- ④一 般：市町村民税課税世帯



グループホーム入居者に個別減免を行った場合の負担額

- 6.6万円の収入までは定率負担にかかる負担はゼロとする。
- 6.6万円を超える場合には原則として、障害者が得た収入のすべてを利用者負担として負担しなくともよいよう、収入に対する負担額が半額(50%)となるように設定する。
- この際、特に、就労等により得た収入については、地域において働きながら暮らしていることを考慮し、原則より低い負担率として15%とする(収入の85%が残るようにする。)



グループホーム入所者(授産施設へ通所)の 場合の定率負担について

<資産>

<収入額・収入の種類>

<負担額>

(個別減免あり)

本人の預貯金等の額が350万円以下

年金2級相当額(6.6万円)以下の収入の場合

6.6万円以下の収入については、定率負担なし
→ 定率負担額 0円

年金2級相当額(6.6万円)を超える収入(注)がある場合

6.6万円を超える収入が稼得等収入(工賃等の就労収入、年金収入)の場合

3千円控除の上、6.6万円を超える収入の15%を負担
→85%収入が残る

6.6万円を超える収入が仕送り等の収入の場合

6.6万円を超える収入の50%を負担
→50%収入が残る

(注) 自治体から支給される家賃補助等の収入については、負担額を0円にすることを検討。

(個別減免なし)

預貯金等の額が350万円超

○ 定率負担額 2.0万円

- ・グループホーム定率負担 0.6万円
- ・通所施設定率負担 1.5万円

※ 上記に加え、通所施設の食費負担約5千円(低所得1, 2)を負担する。